

大東監告示第6号

住民監査請求の監査結果について（公表）

令和6年9月17日付けで、下記の請求人から地方自治法第242条第1項の規定に基づき請求のあった監査請求の結果について、別紙のとおり請求人に通知したので、同条第5項の規定により公表します。

令和6年11月8日

大東市監査委員 乗本 良一

大東市監査委員 小南 いちお

# 四条駅東側ペデストリアンデッキ新築工事請負契約に係る

## 住民監査請求結果報告書

### 第1 住民監査請求の内容

1 請求人 住所 大東市一  
氏名 ●●●●

住所 大東市一  
氏名 ▲▲▲▲

なお、この2人の請求人から次の者を代理人とする旨の届出があった。

■ ■ ■ ■

### 2 措置請求書の提出

令和6年9月17日に請求人らから地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により大東市職員措置請求書が提出され、同日これを収受した。

### 3 請求の内容

大東市は、「四条駅東側ペデストリアンデッキ新築工事」（以下「本件工事」という）について令和5年6月29日開札の第1回入札以降、3回の入札を行ったが不調であったとして、令和5年11月17日、大鉄工業株式会社との間で、本件工事にかかる建設工事請負契約を請負金額5億3900万円で随意契約にて締結した（以下「本件契約」という）。

しかし、地方自治法施行令上、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときには随意契約にできるものの、その場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することができないことになっている。

そして、第1回入札の予定価格は4億8730万円であり、本件では本件工事について随意契約にする場合であったとしても請負金額は4億8730万円としなければならなかったはずであり、本件契約の請負金額は法令上の制限価格を超過しているため、本件契約は違法若しくは不当な契約の締結というべきである。

地方自治法施行令上の請負価格の上限と本件契約の請負金額との差額である5170万円は市の損害ということになり、契約を締結した前市長である東坂浩一氏がその責任を負うべきものである。

本請求は、市の損害となった5170万円について、その被った損害を補填するために必要な措置として、大東市長が東坂浩一氏に対して5170万円を請求するよう求めるものである。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件工事は、3回の一般競争入札が不調になった後、1回目の予定価格を5170万円上回る5億3900万円で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約で締結したものであるが、これが適法であるかどうかを監査対象とする。

#### 2 監査対象部局

総務部契約課（以下「契約課」という。）及び都市整備部駅周辺整備課（以下「駅周辺整備課」という。）を監査対象とした。

#### 3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和6年10月17日に代理人■■■■に請求人●●●●及び▲▲▲▲が同席して実施した。その際、新たな証拠の提出があった。又、令和6年9月20日に監査対象部局に対して関係資料の提出を依頼し、同年10月3日に監査対象部局から提出のあった関係資料を收受した。なお、同年10月23日に監査対象部局職員に対して收受資料に係る確認を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 本件契約締結の経緯

##### 「第1回入札」

4月14日 駅周辺整備課から契約課に対し、施工業者の決定事務を依頼

5月12日 契約課において入札審査会を開催し、入札条件等を決定

6月 1日 一般競争入札を公告

予定価格4億8730万円

6月 1日～22日 質疑受付

6月23日 質疑に対する回答

6月26日～28日 入札期間

6月29日 開札

入札額5億3900万円

参加者が1社だけであり大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定により入札不調

##### 「第2回入札」

8月 1日 駅周辺整備課から契約課に対し、施工業者の決定事務を依頼

8月 3日 契約課において入札審査会を開催し、入札条件等を決定

8月10日 一般競争入札を公告  
予定価格4億8840万円

8月10日～9月7日 質疑受付

9月8日 質疑に対する回答

9月11日～13日 入札期間

9月14日 開札

入札額5億4120万円

参加者が1社だけであり大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定により入札不調

#### 「第3回入札」

10月20日 駅周辺整備課から契約課に対し、施工業者の決定事務を依頼

10月25日 契約課において入札審査会を開催し、入札条件等を決定

11月1日 一般競争入札を公告

予定価格5億4120万円

11月1日～11月7日 質疑受付

11月8日 質疑に対する回答

11月9日～13日 入札期間

11月14日 開札

入札額5億3900万円

予定価格内であったが参加者が1社だけであり、大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱第8条の規定により入札不調

#### 「契約」

11月17日 3回の入札に付したが落札者を決定できなかったため、令第167条の2第1項第8号の規定により、3回の入札に参加した大鉄工業株式会社と随意契約で、市議会の議決をもって契約が成立するとする仮契約を締結する。

#### (2) 請求人の主張

法上、地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている(法234条1項)。そして、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされている(同条2項)。

令上、随意契約は「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」には締結可能である(令167条の2第1項第8号)。しかし、同号に基づいて随意契約とする場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない(同条第2項)。

第1回入札の予定価格は4億8730万円であり、本件では本件工事について随意契約にする場合であったとしても請負金額は4億8730万円としなければならなかったはずである。しかし、本件契約の請負金額は5億3900万円であり、令上の制限価格を超過していることになるので、本件契約は違法若しくは不当な契約の締結というべきで

ある。そして、令上の請負価格の上限と本件契約の請負金額との差額である5170万円は市の損害ということになり、契約を締結した前市長である東坂浩一氏がその責任を負うべきものである。

### (3) 監査対象部局の主張

令第167条の2第1項第8号の「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」における『再度の入札』（以下「再度入札」という。）とは、令第167条の8第4項の「普通地方公共団体の長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる」と規定されているところから、「直ちにその場において入札させるもの」で、第1回の入札においてした公告、入札保証金の納付、予定価格は、すべて『再度入札』においてそのまま有効なものとして扱われ、これらの条件を変更することもできないものとされている。

本件の3回の入札は、このような「直ちにその場において入札させるもの」ではなく、再び公告からやり直して再度の競争を行わせる『再度公告入札』と呼ばれるもので、当初執行した入札とは全く別個の入札といえる。

地方財務実務提要という自治体の財務を解説する書籍においては、『再度公告入札』では「入札の内容を著しく変更することは適当ではありませんが、予定価格の変更その他入札条件を変更することも可能であるということとなる。したがって、『再度公告入札』の場合、予定価格に変更があれば、予定価格調書の再度作成はいうまでもありません」と記載されている。

本件の3回の入札は、それぞれ公告からやり直した『再度公告入札』であることから、令第167条の2第2項の規定は適用されず、適法であると認識している。

## 2 監査委員の判断

### (1) 契約までの経緯について

本件契約に関し、3回の入札を実施したが、参加者が1者のみであったため、3回の入札すべてが不調となり、これら3回の入札に参加していた大鉄工業株式会社と随意契約により議会可決で契約が有効となる停止条件付の仮契約を締結したことは、請求人、監査担当部局とも異論なく、事実と判断できる。

### (2) 3回の入札について

同じ案件で複数にわたって行われる入札には、令第167条の8第4項に規定する予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときに、直ちに、同じ条件で行われる『再度入札』と、予定価格等の条件を違え、再び公告からやり直して再度の競争を行わせる『再度公告入札』があり、本件工事に係る2回目、3回目の入札は、新たに公告から始める『再度公告入札』であることは明らかである。

なお、監査対象部局の文書においては、『再度入札』と『再度公告入札』の表現が区別

して使用されておらず、請求人らの請求においても、『再度入札』と『再度公告入札』の区分が曖昧なまま使用されている。

### (3) 令第167条の2第2項の適用について

請求人は、本件契約の締結に当たって、令第167条の2第1項第8号の規定により、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」には随意契約の締結可能であるが、同号に基づいて随意契約とする場合は、同条第2項の「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」という規定により、契約金額を第1回入札の予定価格である4億8730万円以内とせねばならず、5億3900万円とした本件契約は違法若しくは不当な契約と主張する。

しかしながら、請求人の主張は、本件契約を『再度入札』を前提としているが、実際は『再度公告入札』であり、令第167条の2第2項は適用されない。(地方財務実務提要第2巻5957・13 ぎょうせい)

なお、令第167条の2第1項第8号は「再度の入札に付し落札者がいないとき」に随意契約を締結できると規定しており、『再度公告入札』について記載されていないが、再度の入札より、入札条件が緩和された『再度公告入札』であれば、同号の規定を準用して随意契約を締結できると判断する。

### (4) 市に与えた損害について

請求人は、本件契約の金額5億3900万円が、第1回入札の予定価格である4億8730万円を上回る5170万円が市に与えた損害であり、契約を締結した前市長の東坂浩一氏が市に当該金額を返還せよと主張する。

しかしながら、本件工事に関する3回の入札は、それぞれ独立した入札であり、予定価格は、その都度人件費や各材料費等、工事費が高騰する当時の状況を考慮して設定しており、仮契約締結前に見積もりを徴し、本契約の金額が第3回目の入札の予定価格を下回ること、(3)で記載したように本件契約が法令に違反することなく締結されたことから、本件契約により市に損害を与えたとは認められない。

## 3 結論

以上のことから、本件契約の締結は適法であり、かつ、本件契約に係る金額は妥当なものと判断できることから、請求人の主張には理由がなく、本件請求を棄却する。